

用語

3R+Renewable

3R+Renewable とは、2019年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」の基本原則である。2001年1月に施行された「循環型社会形成推進基本法」で基本原則とされた Reduce・Reuse・Recycle を推進する 3R 政策に、Renewable が追加されたものである。3R については、すでによく知られており、本誌の 15 巻、6 号でも解説されているので、ここでは Renewable に焦点を当てて説明する。

Renewable という言葉を辞書で調べると、再生可能な、更新できる、更新し得る、回復できる、などと訳されており、「プラスチック資源循環戦略」では、再生可能資源への代替という意味で使用されている。例としては、可燃ごみ用指定収集袋などの焼却せざるを得ないプラスチックへのバイオマスプラスチック^{※1}の使用が挙げられており、目標値としては、2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 百万トン導入するというマイルストーンが示されている¹⁾。また、バイオプラスチック^{※2}についても、実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進を図ることが記されている。

本年 4 月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）」にも 3R+Renewable が基本原則として引き継がれている。法律の本文中にはこの言葉は出てこないが、同法の第三条第一項の規定に基づいて定められた「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」において、プラス

チック使用製品の設計及び製造、販売及び提供並びに排出、回収及びリサイクルの各段階において、3R+Renewable の原則にのっとり、（中略）再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることでプラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要である。と書かれている²⁾。

このように、従来の Renewable は、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックへの代替であったが、現在は、紙等の再生可能資源への代替も含むようになっている。

※1 バイオマスプラスチック：植物などの再生可能な有機資源を原料として使用するプラスチック素材。

※2 バイオプラスチック：バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称。

1) 経済産業省 HP：

<https://www.env.go.jp/press/106866.html>

2) 環境省 HP：

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=horei>

レンゴー株式会社 志水 基修